

(7) 「情報」の免許状について

「工業」「理科」「数学」のうち、いずれか1つの免許状を取得した学生は、教育職員免許法第6条 別表第4に指定された最低単位数を修得することにより、「情報」の一種免許状を取得することができます。

《教育職員免許法第6条 別表第4》

受けようとする他の教科についての免許状の種類	所要資格	有することを必要とする左欄に掲げる教員の1以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	20	4	0

本学部では、「情報」の認定を受けている教育学部と協議を行い、教育学部で開講される「情報」の「教科に関する専門科目」、「教職に関する科目（教科教育法）」を※特別聴講学生として受講し、必要な単位を修得することで、「情報」の免許状を取得することができますようにしています。

※特別聴講学生…「他大学との協議に基づき、特定科目の履修を許可された者」

《「情報」の教科に関する専門科目》

法に定められた教科に関する科目	授業科目	単位		免許法上の最低修得単位数
		必修	選択	
情報社会及び情報倫理	社会と情報	2		1単位以上
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む)	情報科学概論 (実習を含む)	2		1単位以上
	計算機科学		2	
	プログラミング		2	
情報システム (実習を含む)	情報システム概論 (実習を含む)	2		1単位以上
	データベース概論		2	
情報通信ネットワーク (実習を含む)	ネットワーク概論Ⅰ (実習を含む)	2		1単位以上
	ネットワーク概論Ⅱ		2	
	インターネット活用		2	
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む)	マルチメディア情報処理 (実習を含む)	2		1単位以上
	マルチメディア活用		2	
情報と職業	職業と情報	2		1単位以上
合計		12	12	20単位以上

《「情報」の教職に関する科目（教科教育法）》

法に定められた 教職に関する科目	授業科目	単 位		免許法上の 最低修得単位数
		必修	選択	
各教科の指導法	情報科教育Ⅰ	2		4単位以上
	情報科教育Ⅱ	2		
合 計		4		4単位

① 履修等の際しての注意事項

履修に際しては、下記事項に注意してください。

- a. 情報に関する授業科目は、教育学部の時間割に沿って受講し、「教科に関する専門科目」は、必修12単位、選択8単位以上を、「教職に関する科目（教科教育法）」は、必修4単位を修得してください。
- b. 履修手続き（情報に関する授業科目）は学務課工学部担当で行います。なお、本学部授業科目と重複した曜日・時間帯での履修はできません。
- c. 上記の授業科目を履修する場合、登録できる単位数の上限単位数（48単位）に含まれるので注意してください。
- d. 履修後の単位取得証明書の発行は、学務課教育学部担当で行います。
- e. 免許の申請は、卒業した後、単位取得証明書等の必要書類を添えて現住所の都道府県教育委員会に各自が行います。

なお、「情報」の免許の申請は、「工業」「理科」「数学」のうち、いずれか1つの免許状を取得していなければなりません。

② 免許状交付の申請

上記に示した、所定の単位を修得した人には、教育委員会に免許状交付の申請をすることで、該当する免許状が授与されます。

ただし、情報免許取得には、「工業」「理科」「数学」のうち、いずれか1つの高等学校教諭一種免許状の取得が条件となりますので、本学部で必ず免許一括申請を行ってください。

- a. 免許取得後（一括申請者は卒業式の日に免許を取得）に長崎県教育委員会教職員課職員・免許班で「教育職員免許法第6条別表第4」教育職員検定に関する申請書（申請用紙・人物証明書用紙・健康診断書用紙）を入手する。
- b. 申請用紙は自書し、人物証明書は研究指導担当教員に作成を依頼する。健康診断書は、保健・医療推進センターに作成を依頼する。また、添付書類として基礎免許状が必要となるので免許状をコピーし、原本証明を学務課工学部担当で受けてください。
- c. 教育学部で単位取得証明書を発行してもらい、上記書類とともにその年度中（3月31日）に「長崎県教育委員会教職員課職員・免許班」に申請する。

なお、大学院博士前期課程に入学した学生は、在学中の申請手続きが可能です。